先使用権

~あなたの国内事業を守る~





はじめに

近年、大企業のみならず中小企業等においても、イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、他社に使用することを許すオープン戦略と自社で独占するクローズ戦略とを適切に組み合わせる等、より複雑かつ高度な知的財産戦略を策定することが重要になっています。それに伴い、他社によって取得された特許権の権利行使から自社の事業全体を守るために先使用権制度の活用の重要性も高まっています。

そこで、事業者の皆様に先使用権制度に対する理解を深め、先使用権の 証拠確保を効果的に実践していただくために、制度を利用するに当たり参 考となる情報を集め、本冊子を発行するに至りました。

本冊子は、あくまで日本国内の事業の円滑な継続という観点から作成したものです。海外において戦略的な知的財産管理を実行するためには、事業展開先の国においても、その国の法律に従い、先使用権の主張の可否の検討と、証拠確保をしておくことが重要です。

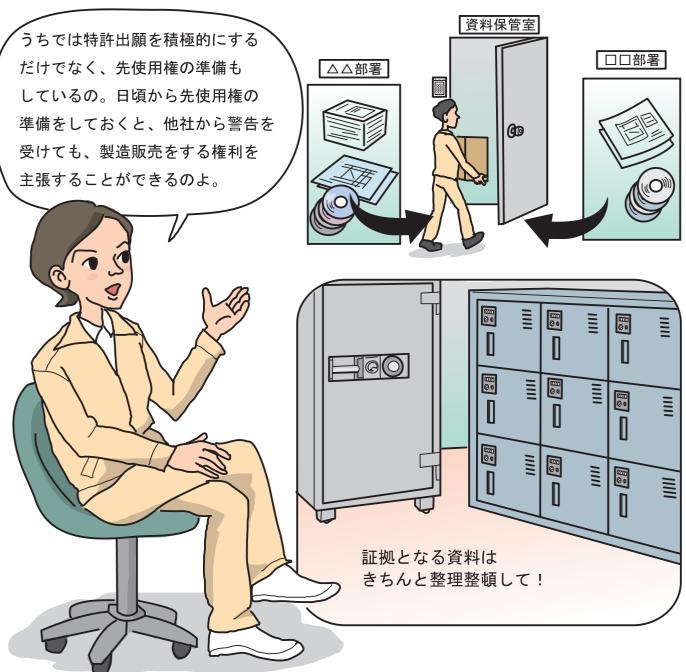
考えてみよう 了我便用错了 事業を続けていくために-お久しぶりですね。 また新しい事業を始め たって聞きましたよ。 相変わらず景気 35 良さそうですね























I 戦略的な知的財産管理

8
8
11
12
14
15
17



Ⅲ 先使用権制度の活用と実践

1.	先使用権の成立要件を満たすためには	18
	(1)自ら発明したこと	
	(2)事業又はその準備をしていること	
	(3)事業を継続していること	
2.	先使用権の証拠となる資料	20
	(1)資料の客観性	
	(2)資料の種類	
	(3)資料同士のひも付け	
	(4)資料の保管期間	
3.	資料の証拠力を高める手法	26
	(1)公証制度	
	(2)タイムスタンプ	
4.	その他の留意点	31
	(1)実際の訴訟での先使用権の証明	
	(2)営業秘密との関係	
	(3)各国の先使用権制度の相違	
7	J 企業における証拠確保の実例	
Ť		
1.	企業における証拠確保の実例の一覧	32
2.	企業における証拠確保の実例の紹介	34
ま	問合せ先	
1.	知財総合支援窓口	47
2.	営業秘密·知財戦略相談窓口	47
参	考情報	
先	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
関	· 連条文 ····································	48
ſΗ	中小企業等における先使用権制度の円滑な活用に関する調査研究」委員会名簿	50

戦略的な知的財産管理

企業における知的財産管理の進展

近年、自社での技術開発のみならず、他社 や大学等の外部からの研究成果、技術、アイ デア等を取り込みながら技術開発を促進する オープンイノベーションの活性化等、イノベ ーション手法が多様化し、産業構造が大きく 変化しています。このように製品の開発や製 造の課程において多くの企業や大学等との協 力関係や競争関係がより一層複雑に絡み合う ようになってきた状況の下、企業にとって戦 略的な知的財産管理の重要性が高まっていま す。

そして、戦略的な知的財産管理を効果的に 実行していくためには、自社の技術的優位性 の確保につながるコア技術とそれ以外の周辺 技術とを見極め、それらの技術の権利化、秘 匿化、公知化を戦略的に選択することが重要 であると考えられます。

他方、外部に明らかにしていない自社技術 が他社に開発されて特許出願されたり、自社 が特許出願する前に他社に特許出願されたり するリスクも高まっているともいわれていま す。

したがって、他社によって取得された特許権の権利行使等から自社の事業全体を守るために、先使用権の証拠確保や営業秘密としての技術の管理等の知的財産管理を行うことも重要であると考えられます。

なお、本冊子では、日本国内での先使用権制度を説明します。先使用権は各国で独立しており、海外各国の先使用権制度とは相違することから、グローバルに事業を展開する場合には海外制度の理解を深める必要があり、国内における証拠保全も海外進出を前提として行う必要があります。海外各国における先使用権制度の概要は、新興国等知財情報データバンク(http://www.globalipdb.jpo.go.jp/)においても確認できます。

2 権利化/秘匿化/公知化の選択

企業が戦略的な知的財産管理を実践する際には、自社が保有する様々な技術について、 権利化、秘匿化、公知化の選択を行うことが できます。その判断は自社の技術的優位性の 確保につながるコア技術とそれ以外の周辺技術とを区別しつつ、次のような特徴を考慮しながらすることができます。

①権利化

我が国は先願主義を採用しており、同一の 発明について先に他人に出願されてしまうと 特許を受けることができなくなるので、でき るだけ早く出願して特許権を取得することが 大切です。特許権を取得すると、審査・登録 を通じた権利内容の明確化と権利存否の明確 化が可能となり、排他的な権利活用からライ センス、パテントプール、標準化によるロイ センス、パテントプール、標準化によるロイ センス、パテントプール、標準化によるロイ センス、パテントプール、標準化によるロイ センス、パテントプール、標準化によるロイ センス、パテントプール、標準化によるロイ センス、ができます。例えば、事業化が決定してい る発明、他社と技術が拮抗しているか、又は 他社の追従が容易な技術である場合は、権利 化するのが特に望ましいといえます。

その発明を権利化するかどうかは、発明が 新規性や進歩性等の特許要件を充足している か、他社が販売している侵害が疑われる製品 が手に入るのか、他社の販売製品から自社の 発明に対する特許権侵害を把握できるか、そ の発明に対する特許権侵害を訴訟等の場にお いて客観的に証明することができるかという 点が考慮され得ます。

②秘匿化

企業は、技術によっては、権利化を選択せずにノウハウとして秘匿化を選択することができます。

(ア)「先使用権」として保護する場合

製品に含まれる特徴的な技術に対して特許を取得しても、製品自体について保護することができない部分が存在する可能性がある場合や、予期せぬ他社からの特許権侵害の警告書を受け又は訴えを提起された場合には先使用権を利用することによって事業を継続する

ことができる場合があります。

ここで先使用権とは、他社が特許権を得た 発明と同一の発明を他社の特許出願時以前か ら事業として実施または実施の準備をしてい た場合には、一定の要件の下でその事業を継 続することが可能となる権利です。

例えば、公開されなければ他社が追随できない技術を持つている場合には、戦略的に技術として秘匿する戦略をとることも考えられますが、この場合、他社が同じ発明について特許権を取得する可能性もあります。そのため、先使用権を立証するための証拠をあらかじめ確保しておくことで事業を継続することができるようにしておくことが重要です。

ただし、先使用権制度を利用する際には、他社がどのような権利を取得するのか予測が困難であるため、先使用権立証のための準備をしていたとしても他社の権利範囲に対応する形で先使用権を有効に立証できない可能性があること、製品の自社の仕様変更等により今まで準備してきた証拠では対応できない可能性があること、先使用権は各国の特許法等により規定されているためそれぞれの国によって立証のために求められている事項が異なる等について注意が必要です。

(イ)「営業秘密」として保護する場合

技術を営業秘密として秘匿すると、自社の 事業戦略の方向性をライバル企業から秘匿す ることができるので一定のメリットがあると いえます。

しかし、営業秘密として保護されるには適 正に管理されている等の要件が求められ、適 切な管理をしていないと法的保護を受けられ ない可能性があります。

また、営業秘密が保有している技術それ自

体の保護に限定されており、保護したい製品 全体が保護されていない可能性があり、また、 営業秘密として技術を管理しているだけでは 有効な防御方法とならないため、事業の継続 ができない可能性があるというデメリットが あります。

さらに、近年では情報の電子化、雇用環境 の変化などによって企業のサーバーに保管さ れた大量の重要データが短時間に盗みとら れ、瞬時に他社の手に渡り事実上回収不能に なるような、営業秘密が漏洩して莫大な経済 的被害を受ける事例が頻発しており、営業秘 密として保護していても漏洩する可能性も否 定できません。

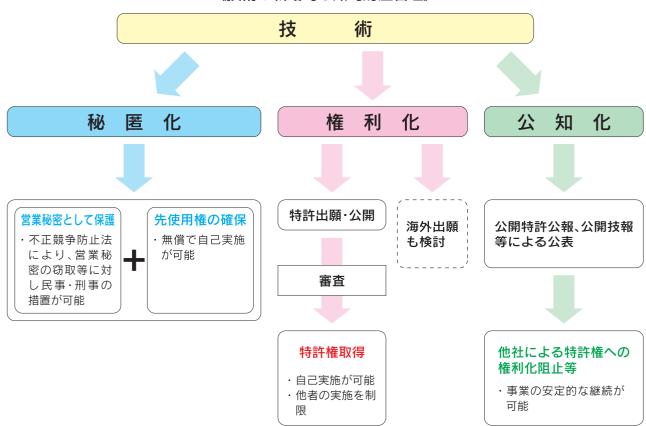
そこで、営業秘密として適正に保護するために、技術を権利化せずに秘匿化する場合には営業秘密として保護するだけではなく、先使用権としても保護する準備をしておくこと

が重要です。

③公知化

企業が自社で事業化する戦略をとらなかった技術を他社から権利行使されることを防止したい場合などには、公開特許公報や公開技法等の方法により技術を公知化することができます。

《技術の戦略的な知的財産管理》



3

先使用権制度活用のための証拠確保

先使用権による事業の継続が認められるためには、特許権侵害訴訟において先使用権の抗弁が認められる必要があります。そこで、先使用権のための証拠確保は、単に社内のあらゆる資料を収集しておくだけでは足りず、他社から特許権侵害の訴訟を受けたことを想定して、客観的に先使用権を証明できるように効果的に証拠を確保していることが重要です。

また、企業が先使用権の証拠確保をする上では、それぞれの企業経営戦略上何を重要視するかにより、どのように先使用権の証拠を確保するかが異なります。

まず、企業戦略上重要な位置づけを占める 事業に対しては、その事業全体に対して幅広 く先使用権の証拠確保をしておくことが重要 です。

企業戦略上重要な事業かを判断する際には、すでに事業化されている事業だけではなく、事業化の可能性が高い技術か否かも考慮要素となります。その技術を利用した製品が事業化に至った場合には投資金額回収の観点から事業に対する投資金額が考慮要素となりますし、販売収益等の事業規模も考慮要素となります。

次に、何に着目して証拠を収集するかの一例として、製品に着目して証拠を確保する場合や技術に着目して証拠を収集する場合があげられます。

技術に着目して資料を収集する場合には、

研究資料を時系列で整理しながら収集できるため、管理がしやすい利点があります。他方、技術に着目すると、企業が発明と認識していないけれども製品に含まれる技術が他社によって出願された場合には、企業の先使用権の証明が困難となるリスクがあります。そこで、発明として認識していないけれども自社の企業戦略上重要な技術の場合には、広めに先使用権の証拠の確保をしておくことが推奨されます。

製品に着目して資料を収集する場合には、 製品自体に対しての先使用権の証拠の確保が 可能なので、他社からの権利行使に対するリ スクを抑えられる利点があります。他方、製 品ごとに資料を収集すると、資料の収集範囲 が広いことなどから企業の管理負担は大きく なりがちです。

何に着目して証拠を収集するのが自社にとって効果的かを事業の重要性やどの範囲で保護するかを考慮して効果的に証拠を確保しておくことが重要です。



4

海外で事業展開する際に留意する点

企業が海外で事業展開する場合には、特に 注意が必要です。先使用権は各国で独立して おり、日本の先使用権制度とは相違します。 そこで、海外で事業をする中で、技術をノウ ハウとして秘匿する戦略を採る場合には、日 本の先使用権の準備だけではなく、事業展開 先の国ごとの法制度に応じた先使用権に係る 証拠確保に向けた準備が必要です。

例えば、中国で事業展開する場合には、以下のとおり、日本の先使用権制度と異なる点が多く、注意が必要です。

中国の先使用権制度は、日本の先使用権制度とは異なり、①専利(特許)出願人から発明を知得した場合であっても先使用権が発生すること、②先使用権の認められる行為の範囲に輸入が含まれないこと、③先使用権の認められる範囲に量的な制限が課せられていることなどの点に留意する必要があります。

①発明の知得ルート

日本では、特許出願人から先使用技術を知得した場合には先使用権は認められません(特許法第79条)。

しかし、中国においては、専利権者の元従 業員が在職時に専利発明に係る技術を完成させ、退職後に当該技術を第三者と事業化した ため、専利権者がこれを提訴したケースにおいて、人民法院が、先使用者が直接又は間接 に専利出願人から先使用技術を知得した場合 であっても、当該知得の前提となる約定又は 承諾に反しない限り、先使用権が認められる との判断を示しています(滬一中民五(知) 初字第154号上海市第一中級人民法院2012 年4月10日判決)。

本事案では、結論として、元従業員と専利権者との間に秘密保持契約がなく、また職務発明の帰属について取り決めがなかったことを認定し、元従業員らに先使用権を認めました。中国において現地法人との合弁事業を実施するに当たっては、出願前の技術開示を行う際は、守秘義務や競業避止義務を課すことは検討すべきといえます。

②先使用権の認められる行為の範囲

日本の場合には、物の発明の特許権に対する先使用権の基礎となる行為は製造に限られず、その輸入も含まれます(特許法第79条、第2条第3項)。

しかし、中国の先使用権制度において、先使用行為は「製造と使用のために必要な準備」をしている場合に限られ(専利法第69条)、輸入行為については先使用権が認められていません。よって、例えば、日本企業の中国子会社が輸入のみをしている場合には、先使用権が認められないことに注意が必要です。

同条のいう「製造と使用のために必要な準備」については、2009年に公布された「最高人民法院の専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」第15条において、以下の解釈が示されており、参考となります。

「次の各号の一つに該当するときは、人民法院は専利法第69条第2項に規定される『製造、使用のために必要な準備をした』と認定しなければならない。

- (1) 発明創造の実施に必要な主要な技術 設計図又は技術文書をすでに完成させている 場合。
- (2) 発明創造の実施に必要な主要な設備 又は原材料をすでに製造又は購入している場 合。|

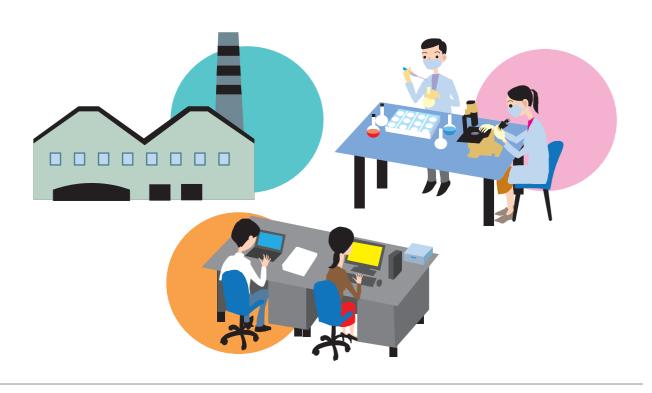
③先使用権の認められる量的範囲 の制限

日本においては、先使用権者が特許出願時 より後に製造規模を拡大して実施を行うこと も先使用権の範囲に含まれると解されていま す。

しかし、中国においては、先述の最高人民 法院解釈第15条において、「専利法第69条 第2項に規定されるもとの範囲には、専利出 願日前にすでにある生産規模、及び既存の生 産設備を利用して、又は既存の生産設備に基 づいて達成可能な生産規模が含まれる。」と されており、専利出願日より後に製造規模を 拡大して実施することはできません。 日本企業の中国現地法人が中国現地企業から実用新案権侵害で提訴された事案において、人民法院は、実用新案出願日前から本件実用新案を実施するのに専ら用いる金型1組(及びそれに用いる圧力鋳造機械)は増えておらず、また海外からの発注に従って生産する方式を変更していないことを認定し、前記指針第15条を引用して、特許出願日後に生産量が増えたとしても、「もとの範囲」内であると判断されています(浙知終字第155号浙江省高級人民法院2011年9月13日判決)。

以上のように、日本の先使用権制度と中国 の先使用権制度とは相違します。中国以外の 国においても、日本の先使用権制度とは相違 することに留意する必要があります。

なお、日本国内で先使用権の証拠確保を実施したとしても、海外で事業展開する場合には、役立たないことにご留意ください。

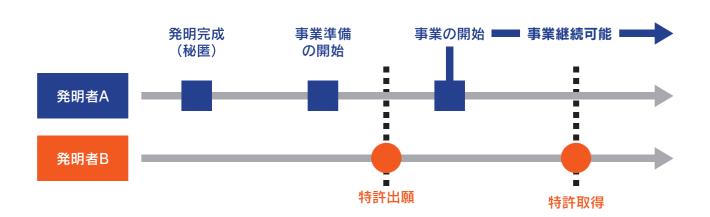


先使用権制度の概要

先使用権とは

特許権は、新規性・進歩性等の要件を備え た発明を独占的に実施することができる権利 で、ある発明について最も早く特許出願をし た者に与えられます。

これに対し、先使用権は、他者がした特許 出願の時点で、その特許出願に係る発明の実 施である事業やその事業の準備をしていた者 に認められる権利です。先使用権者は、他者 の特許権を無償で実施し、事業を継続できる とすることにより、特許権者と先使用権者と の間の公平が図られています。 例えば、発明者Aが自社にとって大切な発明をノウハウとして取り扱い、特許出願を行わずに発明の実施である事業の準備をしていたところ、偶然に同じ発明をした発明者Bがその発明について特許出願をすることがあります。このような場合であっても、Aが、Bによる発明のことを知らずに自ら発明を完成しており、Bの特許出願の時点で、その発明を実施する事業の準備をしており、かつ、それらを裁判で証明できれば、Bが特許権を取得しても、Aはその発明を一定の範囲内で実施し続けることができます。



なお、先使用権は、特許庁に登録するものではありません。先使用権者が特許権者から特許権侵害の訴訟を受けた場合等に、裁判所が認めることによって、その特許権に対して

効力を有します。また、本冊子では、特許権 についての先使用権を中心に説明しますが、 先使用権は意匠権や実用新案権に対しても同 様に認められています。

2

先使用権の成立要件と効果

それでは、先使用権の成立要件と効果は、 どのようなものでしょうか。特許法の規定 (第79条) から抜粋し、ポイントを説明しま す。

成 立

要件

①「特許出願に係る発明の内容を 知らないで自らその発明をし、 又は特許出願に係る発明の内 容を知らないでその発明をし た者から知得して」、

- ② 「特許出願の際現に」
- ③[日本国内において]
- ④「その発明の実施である事業を している者又はその事業の準 備をしている者は」、

効果

- ⑤「その実施又は準備をしている 発明及び事業の目的の範囲内 において」、
- ⑥「その特許出願に係る特許権に ついて通常実施権を有する」。

(1)成立要件

(i)どのような者

① 「特許出願に係る発明の内容を知らないで 自らその発明をし、又は特許出願に係る 発明の内容を知らないでその発明をした 者から知得し」た「者」

他者の特許出願に関する発明の内容を知らないで独自に同じ発明をしたか、他者の特許 出願に関する発明の内容を知らないで同じ発 明をした者からその発明の内容を知った者で ある必要があります。

(ii)いつ

② 「特許出願の際現に」

他者の特許出願のときに、発明の実施である事業やその準備をしていることが必要となります。すなわち、遅くとも他者の特許出願のときには発明の実施である事業の準備をしていることが必要になります。

なお、優先権主張を伴う出願、分割出願等 の場合は、「特許出願の際」は、その発明に ついての最先の特許出願のときとなります。

(iii)どこで

③「日本国内において」

日本で先使用権が認められるためには、日本国内で発明の実施である事業やその準備をしている必要があります。海外のみで行っていた場合には認められません。なお、発明地について限定はないため、日本国内で完成された発明でなくても、日本国内で、その発明の実施である事業やその準備を特許出願の際にしていた場合には、先使用権は認められます。

(iv)何をした

④[その発明の実施である事業]又は[その事業の準備]

先使用権は、発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者に認められます。最高裁判決によれば、「事業の準備」とは、いまだ事業の実施の段階には至

らないものの、「即時実施の意図を有しており」かつ「その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されている」ことをいいます。

(2)効果

(i)どのような範囲

⑤「その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において」

先使用権の範囲は、他者の特許出願のときに実施又は準備をしていた発明及び事業の目的の範囲内と定められています。

実施行為としては、物の発明の場合はその物の生産・使用・譲渡・輸出・輸入等、方法の発明の場合はその方法の使用等があります。そして、少なくとも、特許出願のときに製品を製造し、販売していた企業は、その製品の製造・販売に関する先使用権を有しています。他方、先使用権者は、他者の特許出願後に、先使用権を取得している実施行為と異なる実施行為を原則行えず、例えば、先使用権の対象となる製品を国内で仕入れて販売していた者が、他者による特許出願後に、先使用権の対象となる製品を輸入することは原則として認められません。

他方、発明を実施する際の形式の変更については、最高裁判決により「先使用権の効力は、特許出願の際(優先権主張日)に先使用権者が現に実施又は準備をしていた実施形式だけでなく、これに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更した実施形式にも及ぶものと解するのが相当である」と示されています。ここで、実施形式の変更とは、例えば、機械の発明の実施品である現行製品を同じ発明の実施品である新製品にモデルチ

ェンジすること等をいいます。ただし、「同 ー性を失わない範囲内」といえるか否かは、 具体的な事案に基づいて、特許権侵害の訴訟 等の場で裁判官により判断がなされます。

(ii)どのような権利

⑥「その特許出願に係る特許権について」の 「通常実施権」

先使用権として認められるのは、通常実施権と呼ばれる権利です。通常実施権とは、特許権の対象である発明を業として実施できる権利のことをいいます。先使用による通常実施権は、無償(対価が不要)です。したがって、先使用権を認められる者は、特許権者に対して許諾を求めたり、金銭を支払ったりすることなく、特許発明の実施を継続することができます。



3

先使用権の移転と事業の中断

(1) 先使用権の移転

実施の事業が移転される場合、先使用権も 実施の事業とともに移転できます。例えば、 製品aの製造に関する先使用権が認められて いる製造業者Aが、製造業者Bに対して製品a の製造事業を移転した場合には、製品aの製 造に関する先使用権も製造業者Bへ移転する ことができます。

(2) 事業の中断

裁判例によれば、他者の特許出願のときに、 発明の実施である事業の準備を行っているも のの、その後に事業を断念した場合には、事 業を再開しても先使用権は認められません。 一方、仮に事業が一時中止されたことがあっ たとしても、それをもって直ちに先使用権も 消滅するに至ったものということはできない とした最高裁判決があります。



先使用権制度の 活用と実践

1 先使用権の成立要件を満たすためには

先使用権を証明するためには、特許法第79条に規定される成立要件やその成立要件を証明するために必要な具体的事実を意識して、証拠となる資料を確保することが有益です。先使用権を満たすための代表的な観点としては以下の項目が考えられます。

(1)自ら発明したこと

先使用権の成立には、独自に同じ発明をしたか、他者の発明の内容を知らないで同じ発明をした者からその発明の内容を知った者である必要があります。

我が国のほとんどの発明が、職務発明であることから、従業者が完成させた発明は、使用者である企業等へ知得されることになります。通常、企業においては、従業者が完成させた発明に基づいて、その発明の実施である事業に向けた活動が開始され事業化に至るため、発明の完成から実施に至る過程において、報告書、仕様書及び指示書等により発明が知得されていくことが多くなっています。

したがって、研究開発から、発明完成、事業の準備及び事業の開始までの経緯を証明する証拠によって、多くの場合に、この「知得」

についても証明がなされることになります。

(2)事業又はその準備をしていること

先使用権は、発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者に認められます。最高裁判決によれば、「事業の準備」とは、いまだ事業の実施の段階には至らないものの、「即時実施の意図を有しており」かつ「その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されている」ことをいいます。

すなわち、発明完成後に、その実施の事業を現に目指しており、しかも、その意図が内心にあるだけではなく、人が客観的に認識できる態様、程度にある場合をいうことになります。具体的に、事業の準備をしている発明の内容や対象により、どの程度の準備行為があれば、「即時実施の意図」があり、その意図が「客観的に認識される態様、程度において表明されている」といえるかについては、特許庁ホームページ(http://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/seido/senshiyou/index.html)に掲載の裁判例集を参考にしてください。

なお、先使用権の範囲は、他者の特許出願

のときに実施又は準備をしていた発明及び事業の目的の範囲内と定められており、先使用権者は、他者の特許出願後に、先使用権を取得している実施行為と異なる実施行為を原則行えません。例えば、先使用権の対象となる製品の仕入販売を行っていた者は、その発明の実施行為である販売に限り先使用権を取得するといえますから、その者に、先使用権の対象となる製品を製造する先使用権は認められません。

(3)事業を継続していること

他者の特許出願のときに、発明の実施である事業の準備を行っているものの、その後に事業を断念した場合には、事業を再開しても先使用権は認められません。したがって、「事業を断念」したことによって先使用権の消滅又は放棄があったと裁判所に認定されないように、仮に事業を中断している場合であっても断念していないことが客観的に認識できるようにしておくことも一案です。



先使用権の証拠となる資料

先使用権を確保するためにいかなる証拠を 保管しておくかについては、具体的にどのような技術を対象とし、どのような準備行為を 行い、あるいはどのような事業を実施してい るかによって異なります。どのような証拠が あれば先使用権が認められるかを一概にいう ことはできませんが、先使用権の主張者側に 先使用権の成立要件全てを証明する責任があ るため、研究開発により発明を完成し(その 発明を知得し)、事業を準備、実施するに至 る経緯を証明できるように資料を保管してお くことが重要です。

先使用権の証明のための証拠の収集については、社内外の多くの関係先の証拠が必要となるため、社内の各部署と協力・連携して取り組むことが重要となります。

(1)資料の客観性

先使用権の証拠確保を効果的に実践していくためには、単に社内のあらゆる資料を収集しておくだけでは先使用権の証拠確保が十分であるといえない場合もあります。他社から特許権侵害の訴訟を受けたことを想定して、客観的に先使用権を証明できるようにするための取組が重要であると考えられます。

(2)資料の種類

先使用権の成立要件を証明するために必要な具体的事実が認められる時点ごとに、段階的に、その具体的事実を示す資料を確保することが好ましいといえます。各段階で有効と考えられる資料の種類を以下に例示します。

①研究開発段階

この段階の資料は、研究開発が行われ、発明が完成に至った経緯を証明する資料として 有効です。

そして、この段階の資料としては、研究/ ート、技術成果報告書、設計図、仕様書等が 有効な証拠として考えられます。

②発明の完成段階

発明の完成は、事業の実施に先立つ要件として必要になります。最高裁判決は、発明の完成について、「発明が完成したというためには、その技術的手段が、当該技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていることを要し、またこれをもつて足りるものと解するのが相当である」としています。

この段階の資料としては、研究ノート、技 術成果報告書、設計図、仕様書等が有効な証 拠として考えられます。

③事業化に向けた準備が決定された段階

先使用権が認められるためには、発明の完成のみでは不十分で、事業を行うための準備あるいは事業をしていることが必要です。発明の完成後、当該発明について事業化が可能かどうか検討され、事業化に向けた準備の開始が決定される時点が、先使用権の認められる可能性が生じ始める最も早い段階と位置付けられます。

この段階の資料としては、社内の事業化決 定会議の議事録や事業開始決定書等が有効な 証拠として考えられます。

④事業の準備段階

「事業の準備」とは、一般に頭の中で考えていた程度や試作・実験の段階では不十分で、発注機械の完成、プラントの購入、工場の建設等が表明されている段階とされています。発明の内容、性質、準備に向けた労力、資金等の投資、第三者との契約関係の状況等を考慮して、個別的事案ごとに裁判所で判断されると考えられますので、できる限り、図面の作成や見積書の作成、金型の製作、設備の導入、原材料の購入等、どのような行為を行っていたかを時間的経緯を追って、正確に証明できるようにしておくことが重要といえます。

この段階の資料としては、設計図、仕様書、 見積書、請求書、納品書、帳簿類等が有効な 証拠として考えられます。

⑤事業の開始及びその後の段階

この段階は、発明の実施である事業をして いる段階と認められます。実際に製造、販売 していたことを証明するため、製品の試作品、 製造年月日や製品番号、仕様書、設計図、カ タログ、パンフレット、商品取扱説明書及び 製品自体等の保管の他、製造、販売していた 事実を証明するために工場の作業日誌や製造 記録、原材料の入手記録、販売の伝票等が有 効な証拠として用いることができます。

⑥実施形式等の変更の段階

事業の開始後に、製品の仕様、処方、製造 方法、設備、原材料等を変更することによっ て、発明の実施形式を変更することになった 場合には、その変更前には先使用権が認められ れても、その変更により先使用権が認められ なくなるおそれも考えられます。そのため、 発明の実施形式等を変更する場合には、変更 時点で改めて先使用権の証明のための証拠を 収集、整理することを検討することが望まれ ます。

この段階の資料としては、仕様書、設計図、 カタログ、パンフレット、商品取扱説明書、 製品自体等が有効な証拠として考えられま す。

○事業開始決定書

事業化に向けた 準備の決定

研究開発 発明完成

事業準備

事業

形式変更

- ○研究ノート
- ○技術成果報告書
- ○設計図、仕様書
- ○設計図、仕様書
- ○見積書、請求書
- ○設計図・仕様書
- ○工場の作業日誌や製造記録
- ○カタログ・商品取扱説明書
- ○製品自体
- ○販売の伝票

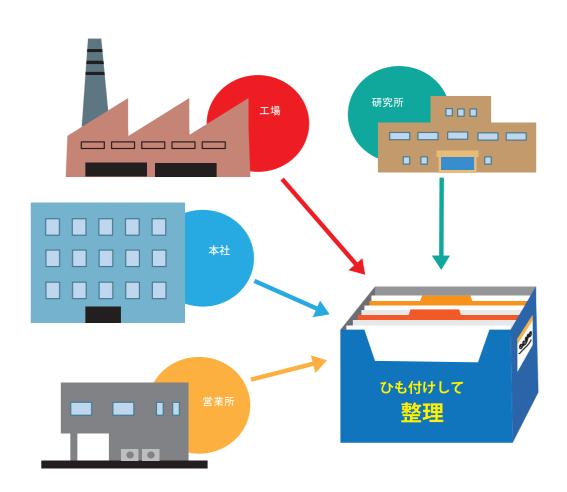
(3) 資料同士のひも付け

研究開発段階から事業の準備の段階を経て、製造や販売等の事業をしている段階までの各契機で確保された証拠同士は、同一の技術や製品に関連するものであることを客観的に主張できるように証拠同士をひも付けることが重要となります。そして、これらのひも付けられた証拠を、時系列で整理しておくことも効率的に資料を管理する上で一案と考えられます。

各契機で確保された証拠が整理されずに離

散して存在しているような場合には、研究開発によって得られた発明が製品に含まれているか、また、製品の製造にその発明が用いられているかというように同一の技術や製品に関連する資料であることが証明できなくなり、先使用権の証明が難しくなることがあります。

また、製品の仕様変更を行う際にも、仕様 変更の前後の製品に同一の技術が含まれることを客観的に示せるようにしておくために、 ひも付けを行うことも望ましいと考えられま す。



以下は、同一の技術や製品に関連する一連 の資料を集約しまとめ、資料をひも付ける場 合においての頭紙に記載する文面のイメージ となります。

《頭紙の一例》

○○に関連する資料一式

○年○月○日

作成者:△△

本資料に添付する以下の資料リスト に掲載する資料は、○○に関連する 一連の資料である。

(資料リスト)

- 1. 企画書
- 2. ...
- 3. ...

以上

ひも付けの実践方法としては、次の①~④ が一般的に採用されています。

①書類に共通の管理番号を付与する手法

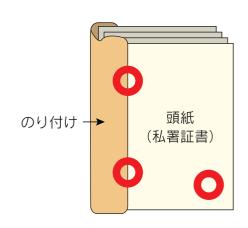
技術や製品に関連する資料については、それぞれの技術単位や製品単位に対応した共通の管理番号を記載して管理することで、それらの資料が、その技術や製品に関連する一連の資料を一式としてひも付けることができます。

なお、拠点や部門によって、同一の技術や 製品に関連する資料に異なる管理番号が付与 されている場合には、その対応表を作成して おくことで、ひも付けできる可能性もありま す。

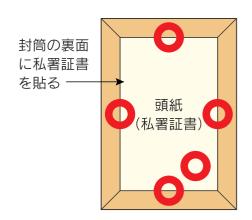
②ファイルにまとめて公証する手法

技術や製品に関連する資料をまとめて、前述した頭紙を私署証書(作成名義人の署名又は記名押印がある私文書のことで、例えば、内容物についての説明文を記載したもの)として、袋とじをするか封筒に入れて、公証人役場で確定日付等の公証を得ることで、その技術や製品に関連する一連の資料を一式としてひも付けることができます。

《袋とじのイメージ》



《封筒のイメージ》

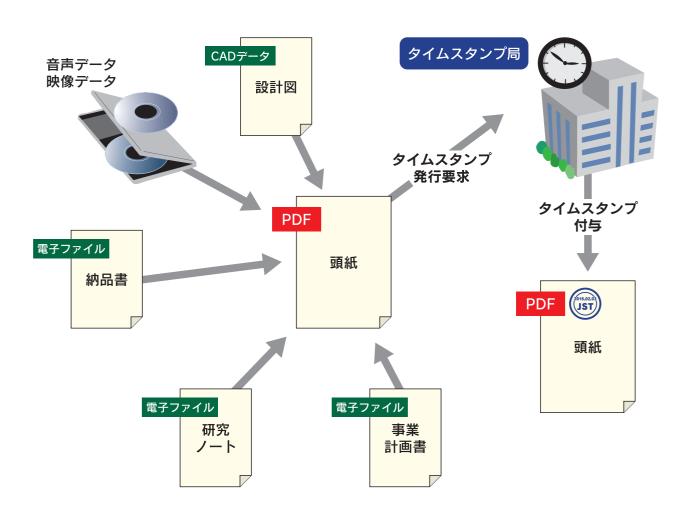


○:確定日付印

③PDFファイルの添付ファイルとした上で タイムスタンプを付与する手法

前述した頭紙の内容を記載したPDFファイルに、技術や製品に関連する電子ファイル(音声データ、映像データ、CADデータも含

む)を添付ファイルとした上でタイムスタンプ (詳細は、Ⅲ3.(2)を参照)を付与することで、その技術や製品に関連する一連の資料を一式でひも付けることができます。





④時系列リストにまとめる手法

以下のようなイメージの時系列リストを、 定期的に作成し、その都度、技術や製品に関 連する資料をまとめ、紙資料の場合はその都 度公証人役場で確定日付を取得し、又は電子 データの場合はタイムスタンプを付与するこ とで、時系列で一連の資料をひも付けることができます。時系列リストを作成する際は、 作成するごとに更新日として日付を記載し、 そのときに作成した作成者を記載する等の工 夫が必要です。

○○に関連する資料一式

本資料に添付する以下の資料リストに掲載する資料は、

○○に関連する一連の資料である。

作成日:2015/11/19

作成者:△△

更新1:2015/12/3

作成者:△△

更新2:2015/12/18

作成者:△△

(資料リスト)

No.	資料作成日	事 実	作成者	資料名(資料番号)
1	2015/11/18	企画会議にて、企画承認を得た。	А	企画資料(資料1)
2	2015/12/1	試作図面の承認	В	試作図面(資料2)
3	2015/12/2	試作品の発注	С	見積書(資料3)
				発注書(資料4)
4	2015/12/17	試作品の納入	С	納入書(資料5)

以下余白

△△ -2015/12/18

頁に余白が生じた場合は、斜線を引き、署名・日付を記載

(4)資料の保管期間

先使用権を確保するために保管した証拠の保管期限の設定に当たっては、特許権の存続期間(原則として出願から20年)及び損害賠償の請求権が消滅するまでの期間(侵害行為時から最長で20年)を考慮して設定することも一案です。併せて、不正競争防止法上の営業秘密としての保護を考慮して設定することも重要です。



3

資料の証拠力を高める手法

(1) 公証制度

公証制度とは、公証人が、私人(個人又は 会社その他の法人)の署名又は記名押印のあ る私文書(これを「私署証書」という)に確 定日付を付与したり、これを認証したり、公 正証書を作成したりすることで、法律関係や 事実の明確化や文書の証拠力の確保を図り、 私人の法律的地位の安定や、紛争の予防を図 ろうとするものです。

先使用権の証明に有効な各種の証拠を保全 するためにも、この制度が有効です。

[関連ホームページURL]

◇法務省民事局「公証制度について」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html
◇日本公証人連合会「公証人と公証役場」
http://www.koshonin.gr.jp/a2.html
◇日本公証人連合会「手数料(公正証書作成等に要する費用)」

http://www.koshonin.gr.jp/hi.html

①確定日付

私人の署名又は記名押印のある私文書に公証人役場で、確定日付印を押印してもらうことにより、その私署証書がその日付の日に存在していたことを証明でき、裁判においても十分な証拠力を有します。

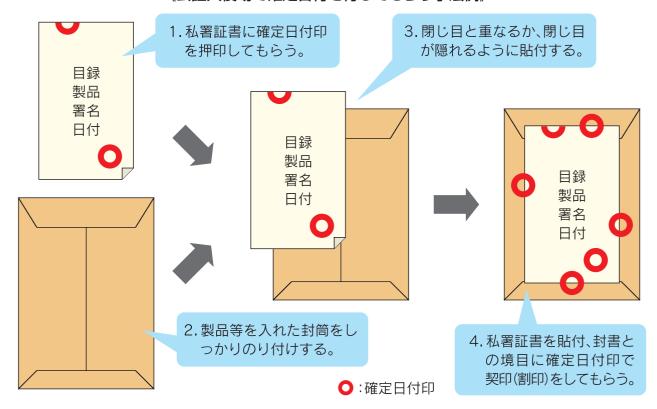
確定日付を付与してもらえる文書は、私署 証書であり、作成名義人の署名又は記名押印 があるものであれば、全て確定日付の付与の 対象となります。したがって、企業で作成される多くの文書について、確定日付を付与してもらうことができます。

[関連ホームページURL]◇日本公証人連合会「確定日付」http://www.koshonin.gr.jp/ka.html

先使用権の証明のために確保しておきたい 証拠は、文書だけとは限りませんし、文書に ついても数が多くなることがあります。その 場合に、製品等の物自体や、映像や実験デー 夕等が入ったDVDを、封筒や段ボールに入 れて封印し、例えば内容物についての説明文 を記載した私署証書に確定日付を付与しても らい、それを封筒や段ボールの継ぎ目等を隠 すよう貼付し、貼付した私署証書と封筒や段 ボールとの境目に確定日付印で契印(割印) をしてもらう手法も参考にできます。



《公証人役場で確定日付を付してもらう手法例》



②事実実験公正証書

事実実験公正証書は、公証人が五感の作用 で直接体験した事実に基づいて作成する公正 証書です。

[関連ホームページURL]

◇日本公証人連合会「事実実験公正証書」 http://www.koshonin.gr.jp/ji.html

事実実験公正証書の利用手法としては、例えば、工場における薬品等の化学物質の製造方法について、公証人を現地に招き、使用する原材料や機械設備の構造や動作状況、製造工程等について直接見聞してもらうことで、公証人が認識した結果を記載してもらうこと等ができます。

③私署証書の認証

私署証書の認証とは、認証対象文書の署名

又は記名押印が作成名義人によってされたことを公証人が証明するものです。私署証書の認証には、i)作成名義人が公証人の面前で私署証書に署名又は押印をする「目撃認証」、iii)作成名義人が公証人の面前で私署証書の署名又は押印を自認する「自認認証」、iii)作成名義人の代理人が公証人の面前で私署証書の署名又は押印が作成名義人のものであることを自認する「代理自認」があります。

認証日における証書の存在に加え、作成名 義人が署名又は記名押印をしたとの事実が認 められ、文書の成立の真正についての証拠力 が与えられる点においては、確定日付と比べ、 証拠力が高くなります。

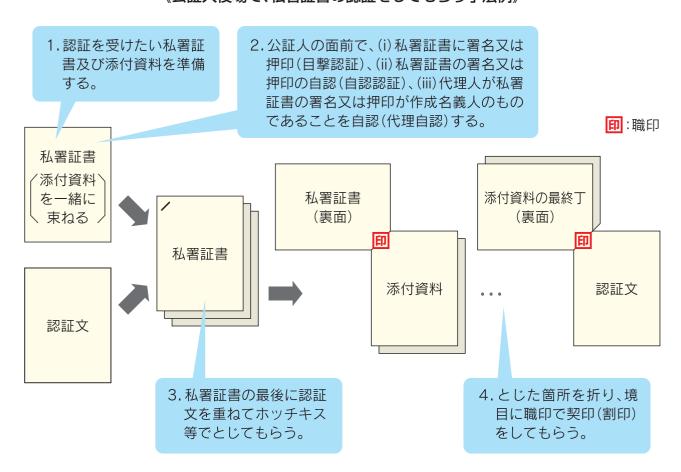
「関連ホームページURL]

◇日本公証人連合会「私署証書の認証」 http://www.koshonin.gr.jp/sini.html 私署証書の認証の対象は、私署証書に限られます。先使用権の証明を考えた場合、例えば、研究経過報告書や技術成果報告書、製品の取扱説明書、パンフレットやカタログ等の先使用権の証明の証拠となる各資料の内容の説明文を記載し、署名又は記名押印を付した説明文書(私署証書)を作成して、当該各資

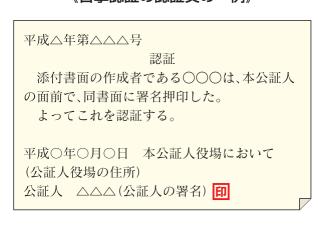
料をこの説明文書の添付資料とした上、この 説明文書に認証を受けることができます。

私署証書の認証において、その手法例と目 撃認証の場合の公証人が付記する認証文の一 例は、次のようなものとなります。認証文に は、公証人の署名と職印が押印されます。

《公証人役場で、私署証書の認証をしてもらう手法例》



《目撃認証の認証文の一例》



※ここでの「添付書面」とは、 「私署証書」を指します。

(2) タイムスタンプ

電子文書は、いつ、誰が作成したのかが判明しにくく、しかも、いつでも容易に改ざんでき、改ざんされたか否かも判別しにくいため、誰がいつ作成したのか、またその電子文書が原本と同一で改ざんされていないのかを、後から証明する手段が求められています。

タイムスタンプは、こうした要望の一部に 応えるもので、電子データに時刻情報を付与 することにより、その時刻にそのデータが存 在し(日付証明)、またその時刻から、検証 した時刻までの間にその電子情報が変更・改 ざんされていないこと(非改ざん証明)を証 明するための民間のサービスです。

一般財団法人日本データ通信協会により認定されているサービスには、デジタル署名を使用する方式とアーカイビング方式の2種類があります。

デジタル署名を使用する方式は、タイムスタンプ対象データのハッシュ値*1に受付時刻を付与し、これにタイムスタンプ局のデジタル署名を付けた状態にして利用者に返送する方式です。この方式は、タイムスタンプを検証する際に、タイムスタンプ局に通信・照会をする必要がなく、すなわちタイムスタンプサービスの利用契約をしていない人でもタイムスタンプの検証ができるという点と、デジタル署名を使用する方式に起因する証明の有効期間(10年程度)が設定されている点が特徴です。

アーカイビング方式は、デジタル署名を使

用する方式と比較すると、タイムスタンプ対象データのハッシュ値に受付時刻を付与して利用者に返送する点は同じですが、そこにタイムスタンプ局のデジタル署名が付かない点と、その代わりにタイムスタンプが正しいプランプが正しいプランプのデータを証明するための情報をタイムスタンプ局が保管(アーカイブ)する点が異なります。この方式のタイムスタンプのデータ自体には、タイムスタンプ局に通信アクセスタンプのデータ自体の検証を要求する必要があります。また、デジタル署名を使用しない方式のため、有効期間の設定がないという特徴があります。

また、日本国内の認定されたタイムスタンプサービスは、ISO(国際標準規格)やJIS(日本工業規格)の標準規格に準拠し、厳格に設定された技術面と運用面の認定基準を満たしていることがタイムビジネス認定制度で担保され、長期にわたる信頼性が確保されています。また、タイムスタンプの発行をタイムスタンプ局に要求する際には、その対象データそのものではなく、ハッシュ値を送信する仕組みとなっているので、秘密情報漏洩の危険性が伴うことはありません。

[関連ホームページURL]

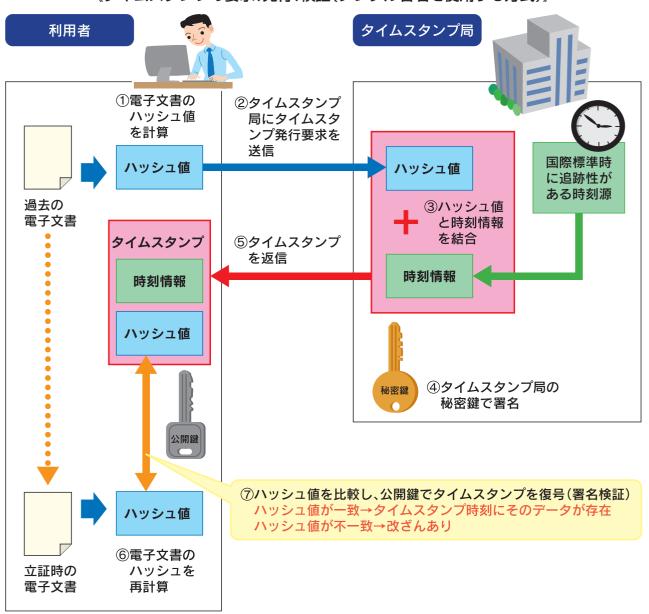
◇一般財団法人日本データ通信協会

http://www.dekyo.or.ip/

タイムスタンプの要求、発行、検証の手順 をまとめると次のとおりです。

- (i) タイムスタンプ要求(①、②):利用者が、 タイムスタンプを付与したい電子データ のハッシュ値をタイムスタンプ局に送信 し、タイムスタンプの発行を要求します。
- (ii) タイムスタンプ発行(③~⑤):タイムスタンプ局は、ハッシュ値に時刻配信局から配信・監査されている時計の時刻を付与したデーター式を利用者に発行します。
- (iii) タイムスタンプ検証(⑥、⑦): ⑥の立証時の電子文書のハッシュ値と、⑤のタイムスタンプに含まれる過去の電子文書のハッシュ値とが一致していることを確認します。さらに、デジタル署名を使用する方式の場合は、タイムスタンプデータに付けられているデジタル署名の検証を行い、アーカイブ方式の場合には、タイムスタンプのデータ自体の検証をタイムスタンプ局に要求し結果を確認します。

《タイムスタンプの要求、発行、検証(デジタル署名を使用する方式)》



4

その他の留意点

(1)実際の訴訟での先使用権の証明

他社がどのようなクレームで特許出願をするかは予測ができないため、先使用権の証明に備えて多くの資料を確保していたとしても、実際の訴訟の場における権利行使に対して先使用権の証明が可能になるとは限りません。また、他社の特許出願のクレームが特定できており先使用権があると確信していたとしても、それを訴訟において客観的に証明できなければ、先使用権が認められないこともあります。

(2)営業秘密との関係

特にノウハウとして秘匿化した発明について先使用権を確保するための証拠は、その発明の独自性や営業秘密の三要件*2といった不正競争防止法による保護を受ける場合の証拠として使える場合もあります。営業秘密の保護を考えるに当たっては、経済産業省が公表している「営業秘密管理指針」や「秘密情報の保護ハンドブック〜企業価値向上に向けて〜」が参考になります。

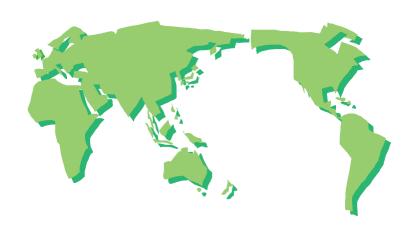
[関連ホームページURL]

◇経済産業省「営業秘密管理指針」(平成27 年1月28日改訂)

◇経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック ~企業価値向上に向けて~」(平成28年2月) http://www.meti.go.jp/policy/economy/ chizai/chiteki/trade-secret.html

(3)各国の先使用権制度の相違

日本で認められる先使用権の効力は日本国内に限定されます。そのため、外国の特許権等との関係については、その国の法律に従って先使用権の証拠確保をしておくことが必要となります。また、例えば、輸入行為に先使用権が認められていない国もあり、そのような国に対しては日本で製造した製品を輸出できなくなる場合もあります。このように、外国の制度に関しては、先使用権が認められる要件だけではなく、その効力の範囲にも注意が必要となります。





企業における 証拠確保の実例

1

企業における証拠確保の実例の一覧

ここでは企業における具体的な取組を紹介します。自社で始められる取組を検討してみましょう。

〈索引〉

■機械系

企業(1)

(大企業) P.34

- ・製品から知ることができる技術か否かで権利化するか否かの判断。
- ・他社の出願動向に応じて、ノウハウとして秘匿化した発明ごとに資料一式を袋とじして公証 人役場で確定日付を取得することでひも付けを実施。

企業②

(大企業) P.35

- ・特許性調査により新規性があると判断された場合に、権利化、秘匿化の判断。
- ・実施する技術に関連した資料を紙媒体のファイルを作成し、公証人役場で確定日付を取得することでひも付けを実施。共同研究する際には公証人役場で確定日付を取得。

企業③

(中小企業) P.36 ・最適な加工条件等のノウハウを記載した作業指示書や技術履歴書をセットとして公証人役場で確定日付を取得し、発注書や納品書とともに保管。工場の主要部分は外部から秘匿。

企業④

(中小企業) P.37

- ・装置の構造や機能に特徴がある発明について特許出願し、装置の操作や制御方法に関する発明については秘匿化についても検討する方針。
- ・装置に関するあらゆる設計図等の図面に対してタイムスタンプによる証拠確保の実施。

■電気系

企業⑤

(大企業) P.38

- ・特許取得するのが基本方針である一方、先使用権の証拠確保も実施。
- ・サンプルとともに技術資料も封筒に入れて封印して公証人役場で確定日付を取得することでひも付けを実施。

企業⑥

(中小企業) P.39

- ・発明提案書が提出された段階で発明単位ごとの整理番号を付与。電子ファイル形式の管理表 を作成し、それ以降に作成される資料に整理番号を記載。
- ・この管理表自体と資料にタイムスタンプを付与し、同一の発明に関連する資料の情報と整理 番号をひも付けして管理。

■化学系

企業⑦

(大企業) P.40

- ・製品が少量多品種のため、事業規模に応じて先使用権の証拠確保の対象とする製品を選択。
- ・研究段階資料、製造段階資料、販売段階資料をまとめて袋とじ冊子として、公証人役場で確定 日付を取得することで資料のひも付けを実施。

企業®

(大企業) P.41

- ・新規の設備投資や設備の改造に多額の投資がなされる場合には重点的に先使用権の証拠確 保を実施。
- ・月1回程度、公証人役場で確定日付を取得。製品や実験サンプルに対して公証人役場での確定 日付を取得しているほか、工場の製造工程の録画をして事実実験公正証書も利用。

企業⑨

(大企業) P.42

- ・製品自体が大きく段ボールや封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得できない場合には、ロット番号と製造日の両方が記載された資料にタイムスタンプを付与。
- ・部門間で異なる管理のための番号は、対応表を作成してさらにそれにタイムスタンプの付与 を行うことで、部門間の資料のひも付けを実施。

企業⑩

(中小企業) P.43

- ・品質管理や製品規格は7年保存し、事業計画書、企画書、研究データは無期限で保管。
- ・製品の名前と型番に対して共通の管理番号を付けた上で研究開発段階や製造段階を含むあらゆる資料を保管することで、製品ごとに資料のひも付けを実施。

企業①

(中小企業) P.44

- ・製品が完成した時点で、製品と設計図を封筒又は段ボールに封入し、公証人役場で確定日付を取得。
- ・生産部門と営業部門との間で、同一製品に関する書類に共通の番号を記載することをルール 化することでひも付けを実施。

企業⑫

(中小企業) P.45

- ・競合する他社が特許を出願している可能性が有る場合等に先使用権の証拠確保を実施。
- ・秘匿化した発明については出願と同様にクレームを作成し、その研究開発に関連する資料を 全て一つのファイルにまとめて封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得。

企業(3)

(中小企業) P.46

- ・製品については特許で保護する一方、製造方法等に含まれるノウハウ等は先使用権の証拠確保。特許出願をするまでの段階で事業の準備を行っている場合にも先使用権の証拠確保。
- ・公証人役場で確定日付したものは最低でも20年は保存。



企業における証拠確保の実例の紹介

企業(1)(機械、大企業)

製品から知ることができる技術は特許出願しています。一方で、生産技術のうち、他社が製品から把握でき

ない発明は、ノウハウとして秘匿化し、基本的には特許 出願していません。

先使用権のための証拠確保

- ●ノウハウとして秘匿化した発明ごとに、研究開発段階のメモ書き、実験データ、製品開発会議の会議録、製品図面、仕様書、売上伝票等の資料を定期的に集めて、袋とじし、これに公証人役場で確定日付を取得して保管しています。
- ●競合他社が周辺技術も含めて、開発した技術を網羅的に特許出願するようにしていますが、特許 出願していない部分については、先使用権を主張できるように図面等を確保し、これに公証人役 場で確定日付を取得しています。
- ●実施する技術が抵触する他社の特許出願や登録の存在が判明した際に、先使用権を主張できるように証拠確保を開始します。

ここがポイント

- ・製品から知ることができる技術か否かで権利化するか否かの判断をしています。
- ・ノウハウとして秘匿化した発明ごとに資料一式を袋とじして公証人役場で確定日付を取得する ことにより、証拠力を高めるとともに資料一式をひも付けしています。

企業②(機械、大企業)

幅広い技術分野において機械コンポーネントや装置の研究開発及び製造販売事業を行っています。研究開発戦略と事業戦略を支援する立場から、知財価値の最大化と事業リスクの最小化を図ることを目指して知財戦略を構築しています。

発明が生まれたら、発明者より発明提案書を受け、それに基づいて知財部にて主に新規性の観点で特許性調査

を行い、新規性が有ると判断されたら、開発部門の責任者、発明者、知財部門から構成される知財審査会において、実施可能性が高い技術か、特許取得による該当商品における優位性、他社による実施が自社の事業に与える影響が大きい技術かなどの観点から、出願するか秘匿化するかの判断をしています。

先使用権のための証拠確保

- ●先使用権の証拠確保は、秘匿化する技術単位ごとにしています。実施する技術に関連した発明提案書、設計図、発注書、技術報告書、納品書、仕様書等の資料を研究開発部門や事業部門から集めて紙媒体のファイルを作成し、公証人役場で確定日付を取得して保管しています。
- ●秘匿化すると判断した発明について、発明の提案段階で事業の準備段階にないときは、先使用権 の証拠確保のために具体的な対応はしないものの、定期的に事業部門と事業化へ向けた準備状 況を確認して、事業の準備段階に到達すれば証拠確保の手続を行います。
- ●他社と共同研究する際には、共同研究を開始する前に当該発明に関連する社内資料に公証人役場で確定日付を取得する場合もあります。

- ・特許性調査により新規性があると判断された場合には、権利化、秘匿化の判断をしています。
- ・実施する技術に関連した資料を研究開発部門や事業部門から集めて紙媒体のファイルを作成し、それに公証人役場で確定日付を取得することでひも付けを行っています。
- ・共同研究する際には公証人役場で確定日付を取得する場合もあります。

企業(3)(機械、中小企業)

機械加工業者であり、顧客から預かった半製品を加工し、顧客に返却する事業形態をとっています。

顧客からの加工依頼に基づいて、技術部が、日付、素材、加工依頼内容及び受入~加工~検査における個々の作業工程が記載される作業指示書を作成しています。その後、現場がこの指示書に基づいて詳細な加工条件等を最適化しています。しかし、加工条件が外に漏れてしまうと、その加工の模倣は容易である場合も少なくありません。ま

た、最適な加工条件等のノウハウについて特許権等を取得しても、他社の権利侵害を発見して証明することは極めて困難です。そのため、このようなノウハウについては特許出願せず、技術履歴書に記載した上で秘匿化しています。また、ノウハウとして秘匿化している技術が漏れないように、工場の主要部分は外部に見せないようにしています。

先使用権のための証拠確保

- ●顧客からの加工依頼に基づいて、技術部が、日付、素材、加工依頼内容および受入~加工~検査における個々の作業工程が記載される作業指示書を作成しています。その後、現場がこの指示書に基づいて詳細な加工条件等の最適化をし、これをノウハウとして技術履歴書に記載しています。
- ●加工技術等のノウハウについて、顧客からの加工依頼内容や作業工程等を記載した作業指示書と最適化された加工条件等を記載した技術履歴書をセットとして、公証人役場で確定日付を取得して保管しています。また、これとともに、顧客からの発注書や顧客への納品書も併せて保管しています。

ここがポイント

・最適な加工条件等のノウハウを記載した作業指示書や技術履歴書をセットとして公証人役場で 確定日付を取得し、発注書や納品書とともに保管しています。

企業(4)(機械、中小企業)

特殊な工作機械装置を製造販売しています。それぞれの顧客のニーズに合わせて部品や制御プログラムを開発することが多いため、基本的に販売する各装置の仕様が異なります。顧客の依頼により研究開発の段階で新規な技術が生まれた際には発明者は発明提案書を作成し、これに基づいて権利化・秘匿化の判断をします。

基本的には、装置の構造や機能に特徴がある発明については特許出願をし、装置の操作や制御方法に関する発明については、特許権等を取得したとしても他社による侵害を発見することが困難であると考えられる場合には、秘匿化する方針を採用しています。

先使用権のための証拠確保

- ●先使用権の証明のための資料としてタイムスタンプを付与する対象書類を、あらかじめ決定してリスト化しています。特に、顧客に販売した装置を先使用権で確実に保護できるようにするため、装置に関するあらゆる設計図等の図面に対してタイムスタンプを付与することで、先使用権の証拠確保を行っています。さらに、顧客ごとのニーズに応じた細かな仕様変更があった際にも、少なくとも装置の図面に対してはタイムスタンプを付与することで先使用権の証拠確保のための対応を行っています。
- ●装置の制御に関するコンピュータのプログラムについても、重要な技術をノウハウとして含む 場合が多いため、必ずタイムスタンプを付与することを社内の決まりとしています。

- ・装置の構造や機能に特徴がある発明について特許出願し、装置の操作や制御方法に関する発明については秘匿化についても検討する方針です。
- ・装置に関するあらゆる設計図等の図面に対してタイムスタンプによる証拠確保をしています。

企業(5)(電気、大企業)

ノウハウ秘匿では競合他社の同一の技術の利用を防ぐ ことができないので、排他的独占権である特許権等を取 得することを基本方針としています。製品自体から簡単 に判別可能な技術は当然として、製造装置に関する技術 についても事業環境等を考慮し必要に応じて特許出願しています。

ただし、製造方法に関する条件については、特許出願 せずにノウハウとして秘匿化する技術もあります。

先使用権のための証拠確保

- 製品に含まれる特徴的な技術に対して特許を取得しても、製品全体について保護することができない部分が存在するため、そのような特許で保護しきれない部分をカバーするために、必要な場合には先使用権を主張できるように証拠を確保しています。例えば、サンプルとその説明書、設計図、技術データ等の技術資料を封筒に入れて封印した上で公証人役場にて確定日付を取得することで、証拠として確保しています。
- ●技術内容を証明し、かつ、開発の流れを示すことができるように、研究開発報告書(月報)、定期的な研究成果報告会の資料をそれぞれ複数部、また、サンプルを2点ずつ保管しており、これらについては公証人役場で確定日付を取得しています。さらに、製品について、製品の納品前に行う最終実験に関する資料である実験計画書、指示書、実験結果報告書等を保管し、これらについても公証人役場で確定日付を取得しています。
- 製造している事実を証明するために、製造仕様書、標準書類、製造装置の仕様書を保管しています。

- ・特許取得するのが基本方針である一方、先使用権の証拠確保も実施しています。
- ・サンプルとともに技術資料も封筒に入れて封印して公証人役場で確定日付を取得することでひ も付けを可能にしています。

企業(6)(電気、中小企業)

検査装置等の開発・試作に特化した研究開発型ファブライト企業です。月1回開かれる開発会議等において、技術者から発明提案書を提出してもらい、その発明提案書に基づいて、先行技術調査を行って特許性の有無を判断

しています。特許取得の可能性が高いと判断された発明 については特許出願を行っています。また、特許出願し なかったものはノウハウとして秘匿化しています。

先使用権のための証拠確保

- ●先使用権の証拠確保のために、発明に関連する研究開発段階から事業段階に至るまでに作成された資料(発明提案書、技術報告書、仕様書、注文書、取扱説明書、製造指示書、出荷据付依頼書等)にタイムスタンプを付与しています。
- ●発明提案書が提出された段階で、作成者名、ファイル名、作成日時等の情報が記載される電子ファイル形式の管理表を、発明単位ごとに整理番号を付与して作成し、その時点までに作成された資料の情報を整理番号とともに管理表に記載します。その後、資料が作成されるたびに、その資料の情報を発明単位ごとに整理番号とともに管理表に記載しています。そして、その管理表自体や各資料にタイムスタンプを付与して非改ざん性を担保することにより、その発明に関連する資料の情報と整理番号をひも付けして管理しています。

- ・発明提案書が提出された段階で発明単位ごとに整理番号を付与します。また、電子ファイル形式の管理表を作成し、それ以降に作成される資料に整理番号を記載しています。
- ・この管理表自体と資料にタイムスタンプを付与することにより、非改ざん性を担保し、同一の 発明に関連する資料の情報と整理番号をひも付けして管理しています。

企業(7)(化学、大企業)

数十種類以上の化合物を混合した組成物を製品として 製造・販売しています。その組成物の配合成分、配合割 合、配合順等が製品の特徴となり、これが研究開発の一 つの要素になっています。配合順等は、製品から特定す ることは困難である一方で、それを知ってしまえば模倣 することが極めて容易であるため、そのような技術につ いては特許出願をせず、ノウハウとして秘匿化すること があります。

先使用権のための証拠確保

- ●製品は少量多品種であるため、全ての製品について、個別に研究から事業化までの証拠を残すことは困難です。したがって、取引先に納品する直前の段階において、市場規模や販売数予測が大きい場合についてのみ、研究段階資料(研究成果報告書、製造方法)、製造段階資料(製造工程書、試作・初回製造作業記録、品質保証書)、販売段階資料(販売契約書)等を取りまとめて、袋とじ冊子として、公証人役場で確定日付を取得しています。確定日付印は、袋とじ冊子の境目等の複数箇所に押してもらっており、また手書きの書類はコピーして複製物の方をとじているので、内容の非改ざん性の証明に有効であると考えています。
- ●日々作成している書類には、業務管理のためにも日付を記載するようにしています。そのため、 公証人役場での確定日付の取得の対象としていない製品の資料についても、先使用権の主張の 際に有効な場合もあると考えています。また、確定日付を取得した資料であっても、その確定日 付の日が他社の特許出願日よりも後になってしまった場合には、製造工程書等に記載された日 付が事業の準備の日として有効となるものと期待しています。
- ●さらに、研究者の業務管理の一環として、研究者が毎月作成する研究成果報告書に対しても公証 人役場で確定日付を取得しており、これらの研究成果の中には製品に直結する研究もあるので 先使用権の有益な証拠になると考えています。

- ・製品が少量多品種であるため、事業規模に応じて先使用権の証拠確保の対象とする製品を選択しています。
- ・研究段階資料、製造段階資料、販売段階資料をまとめて袋とじ冊子として、公証人役場で確定日付を取得することで資料のひも付けを行っています。

企業(8)(化学、大企業)

製造した製品に関連する技術については、通常は外に 出すと技術内容が把握されてしまうため、基本的に特許 出願しています。他方で、多額の設備投資を行って生産 体制を構築する必要があるため、例えば、新規の設備投 資や設備の改造に多額の投資がなされる場合には重点的 に先使用権の証明が可能となるようにしています。そして、他社によって予期せぬ特許が取得された場合にも先使用権を主張できるように全社体制で先使用権の証拠確保に取り組んでいます。

先使用権のための証拠確保

- ■コア技術を守る観点から、ノウハウとして秘匿化している重要技術については、技術単位ごと書と併せて公証人役場で確定日付を取得しています。
- ●証拠確保については、研究開発部門や事業部門等の各部署が、知的財産部の指示に基づいて、資料を保存し、月1回程度のペースで資料をまとめて公証人役場で確定日付を取得するようにし、知的財産部は定期的に各部署の管理状況について監査を行っています。
- ●事業を保護する観点からは、新規の設備投資や設備の改造を行った工場の製造ラインの稼働状況を録画して保存したり、製品や実験サンプルをそのまま保存したりしています。製品の仕様を変更する際にも必ず証拠確保を行うようにしています。工場の製造ラインの稼働状況については、公証人立会いの下で映像を撮影してDVDに記録し、封をした上で、事実実験公正証書という形で公証を受けています。また、製品や実験サンプルについては、変質しないように保護してから封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得しています。その際、できるだけ多くの種類の物性値を測定した記録や後に再現できるように製造方法を記載した資料を一緒に封筒に入れるようにしています。

- ・新規の設備投資や設備の改造に多額の投資がなされる場合には重点的に先使用権の証明が可能となるようにしています。
- ・月に1回程度のペースで資料をまとめて公証人役場で確定日付を取得しています。
- ・製品や実験サンプルに対して公証人役場での確定日付を取得しているほか、工場の製造工程を録画して事実実験公正証書も利用しています。

企業(9)(化学、大企業)

医療関連メーカーのため、医療従事者や患者等の顧客 ニーズに合わせて事業戦略を立て、研究開発を行ってい ます。

コア技術の特定は、開発事業部、研究所、知的財産部で協議しながら決めていきます。その際の判断基準は、投資対効果を重要視しており、他社と差別化できると判断される技術が生まれたときには、特に力を入れた特許戦

略を構築して推進しています。将来的に売上げが伸びると予想される事業で使用する発明は、権利化の判断をする傾向が強いです。他社が追随できず製品を分析することによりその内容を把握できない技術(製造方法の発明等)は原則秘匿化し、先使用権のための証拠確保についても積極的に取り組んでいます。

先使用権のための証拠確保

- ●製品サンプルを倉庫に一定期間保管し、資料に網羅的にタイムスタンプの付与を行うことで、先 使用権の証拠確保に取り組んでいます。
- ■製品サンプルを保管する際、製品自体が大きく段ボールや封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得できない場合には、製品にロット番号を刻印した上で、製品に刻印されたロット番号と製造日の両方が記載された資料にタイムスタンプを付与しています。
- ●各部門で作成される資料に対して、製造部門ではロット番号、経理部門では伝票番号が付与されていますが、訴訟において証明を容易にするために各部門で付与された番号の対応表を定期的に作成し、これにタイムスタンプを付与しています。

- ・製品自体が大きく段ボールや封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得できない場合には、製品にロット番号を刻印した上で、製品に刻印されたロット番号と製造日の両方が記載された資料にタイムスタンプを付与しています。
- ・各資料に記載される管理のための番号は、部門間で異なりますが、対応表を作成してさらにそれにタイムスタンプの付与を行うことで、部門間の資料のひも付けを行っています。

企業(10)(化学、中小企業)

原材料の製造に対して独自の技術的な強みを持っており、これを様々な用途へと展開しています。研究開発を行う際には、あらかじめ展開する製品に狙いを定めて、その製品への材料の適用が可能であるかという観点から検討を開始しています。

原材料の製造技術は基幹技術であって、当社の全ての 製品に共通する事業上重要な技術であることから、確実 に権利化するという判断をしています。他方で、各用途 への展開については、各用途別に見れば事業規模が小さいことから、秘匿化を選択しています。各用途に適切な配合割合等は、他社も解析可能ですが、その解析には多くの時間と費用が掛かる上に、原材料が天然物であって事業の大規模化が困難であることから、秘匿化を選択しています。また、一部の用途については、技術が先行していることをアピールするために論文や学会発表を行って公知化する場合もあります。

先使用権のための証拠確保

- ●全ての製品に対して先使用権の証拠確保をできる体制を整えています。特に、研究開発段階や中間体製造段階から全ての資料を紙媒体で保管しており、事業化された場合には、改めて製品ごとに資料を整理しています。
- ●品質管理の観点から企業全体での文書管理規定を整備していますが、この規定は、先使用権の証明にも活用できる資料が含まれていると認識しています。品質管理や製品規格に対しては5~7年という文書管理期限がありますが、事業計画書、企画書、研究データは無期限の保管を行っています。
- ●先使用権の証拠確保や品質管理の目的で、製品の名前と型番に対して共通の管理番号を付けた上で研究開発段階や製造段階を含むあらゆる資料を保管することにより、製品ごとに資料のひも付けを行っています。また、配合割合を変更する等の製品の仕様変更は多いものの、その都度、必ず書類に残しています。配合割合の変更の場合には、製品の名前は変更せずに変更前と同一の管理番号に分類されます。

- ・品質管理や製品規格は7年保存し、事業計画書、企画書、研究データは無期限で保管しています。
- ・製品の名前と型番に対して共通の管理番号を付けた上で研究開発段階や製造段階を含むあらゆる資料を保管することにより、製品ごとに資料のひも付けを行っています。

企業(11)(化学、中小企業)

手掛ける事業分野の内、製品のライフサイクルが非常に短い製品について先使用権制度を活用しています。

新たに製品を開発した場合、まず製品に対して公証人 役場で確定日付を取得した後、各部門の技術者、知財担 当、社外の知財に関する顧問が参加して月1回開催され る特許委員会で権利化するか秘匿化するかを判断してい ます。特許委員会では発明者が発明の概要を説明した後、 権利化が可能かどうか等を評価します。権利化が可能で あるものは、方法、製法に関するものを除いて、原則全て 権利化を目指しています。方法、製法に関する技術は、製 品を介して他社に知られて模倣される可能性は低いた め、原則出願しないことにしています。

先使用権のための証拠確保

- ●手掛ける事業分野のうち、開発を行ってから商品にするまでの時間が非常に短く(開発から3か月ほどで市場に出す場合が多い)特許及び意匠の権利化を見極めることが難しい事業分野においては、製品が完成した時点で、製品と設計図を封筒又は段ボールに封入し、公証人役場で確定日付を取得する場合もあります。
- ●大幅な仕様変更があった際には、製品を証拠として確保し、公証人役場で確定日付の取得の手続を行っています。
- ●先使用権の証拠として確保する資料には、製品、仕様書、設計図、製品、製造記録、見積書等がありますが、情報流出のリスクをできるだけ小さくするため、資料は極力電子化せず、紙媒体で確保するようにしています。
- ●生産部門と営業部門との間で、同一の製品に関する書類には共通の品番を記載することをルール化しており、相互に資料のひも付けが可能となっています。

- ・製品のライフサイクルが非常に短い製品については、先使用権のための証拠確保をしています。
- ・製品が完成した時点で、製品と設計図を封筒又は段ボールに封入し、公証人役場で確定日付を取得しています。
- ・生産部門と営業部門との間で、同一製品に関する書類に共通の番号を記載することをルール化 することでひも付けを実施しています。

企業(12)(化学、中小企業)

研究開発によって得られた新規技術については、他社の事業に対して差別化していくことを目的としているため、特許権を取得しています。

新規の材料や新規の用途への適用については、他社が

製品から技術内容を把握可能であるため、権利化によって発明を保護しています。他方、ノウハウ、製造方法等のうち製品から技術内容が把握できない発明については秘匿化を選択しています。

先使用権のための証拠確保

- ●競合する他社が特許を出願している可能性がある場合等に先使用権の証拠確保を行っています。また、仕様変更があった製品に対して、その都度、先使用権の証拠確保の作業を行っています。
- ●秘匿化した発明については、出願と同様にクレームを作成し、その研究開発に関連する資料を全て一つのファイルにまとめた上で、封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得しています。これにより、その時点で、その発明が存在していたことを証明することが可能であると考えています。
- ●営業部門が顧客から、受注を受けた時点で、営業部門が、先使用権の証拠確保をすべきと考えるものを選定します。その後、知財部門で、特許文献の調査を実施し、先使用権の証拠確保をするかどうかを判断します。先使用権の証拠確保が必要と判断されたら、知財部門は、社内で定められた資料リストに従って各部門から必要な書類を収集します。各部門から収集した資料は、知財部門が一つのファイルとして集約してから、公証人役場で確定日付を取得します。なお、確認用にコピーも一部作成して保存しています。

- ・競合する他社が特許を出願している可能性が有る場合等に先使用権の証拠確保を実施しています。 す。
- ・秘匿化した発明については出願と同様にクレームを作成し、その研究開発に関連する資料を全 て一つのファイルにまとめて封筒に入れて公証人役場で確定日付を取得しています。

企業(13)(化学、中小企業)

事業には、金属成分の溶媒抽出における薬品の組成、配合割合、添加順序、反応時間等に多くのノウハウが含まれています。

知財戦略は、外部から技術を推測、分析される可能性のある「製品」に関しては、特許で保護することが重要であると考えており、積極的に権利行使をしています。また、製造方法については製品等から技術内容が把握でき

ず模倣される可能性が低いので基本的にノウハウとして 秘匿化していますが、製品として販売するものは特許を 取得するようにしています。

一方、特許出願をした場合には、公開に伴う技術の流出があるということを強く認識していますので、製造方法に含まれるノウハウ等については、先使用権の証拠確保も行っています。

先使用権のための証拠確保

- ●事業によって事情が異なるものの、秘匿化したノウハウについて先使用権の証拠確保をすること、特許出願をするまでの段階において事業の準備を行っている場合に先使用権の証拠確保をすることの二通りを意識しています。
- 製品の仕様を変更する際には、事業その製品に関するあらゆる資料を証拠として確保するようにしています。
- ●事業計画書、工程図、実験結果(研究ノートのような形式であるが電子的に保存されているもの)、 技術報告書、仕様書、製品の写真があり、研究開発段階から事業の準備段階まで、これらの資料 に対して四半期ごとに公証人役場で確定日付を取得しています。これら資料は最低でも20年は 保存すべきと考えています。

- ・製品については特許で保護することが重要と考えている一方、製造方法等に含まれるノウハウ 等は先使用権の証拠確保をしています。また、特許出願をするまでの段階で事業の準備を行っている場合にも先使用権の証拠確保をしています。
- 公証人役場で確定日付したものは最低でも20年は保存すべきと考えています。

お問合せ先

先使用権制度の活用や実践に関するお問合せは以下の相談窓口までご相談ください。

1. 知財総合支援窓口

中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関するお悩みやご相談を無料かつワンストップで受け付ける相談窓口です。窓口支援担当者が、ヒアリングを通じて経営課題を把握し、その課題に対応した知的財産活動をご提案する他、専門性を必要とするご相談に対しては、弁理士や弁護士等の知財専門家が窓口支援担当者と協働して解決策をアドバイスします。

電話番号: 0570-082100 (全国共通ナビダイヤル)

※自動的にお近くの窓口におつなぎいたします。

所 在 地:全国都道府県ごとに設置

なお、知財ポータル(http://chizai-portal.jp/)では、知財総合支援窓口の概要や、窓口で受けられる支援内容や支援事例を紹介しています。

2. 営業秘密·知財戦略相談窓口

営業秘密管理や知財戦略に関するご相談を無料で受け付ける独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) の相談窓口です。知的財産戦略アドバイザーや知財専門家が、特許としての権利化、営業 秘密としての秘匿化を含むオープン&クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出等に関する相談にも対応します。

電話番号: 03-3581-1101 (内線3844)

: trade-secret@inpit.jpo.go.jp

所 在 地:東京都千代田区霞が関3-4-3 (特許庁庁舎2階)

なお、営業秘密・知財戦略ポータルサイト(http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/index.html)では、営業秘密の管理手法や権利化/秘匿化等の知財戦略に関する情報を発信しています。

先使用権制度に関するご質問は、特許庁 総務部 企画調査課(03-3581-1101(内線2154)) にお問い合わせください。

不正競争防止法、「営業秘密管理指針」や「秘密情報の保護ハンドブック〜企業価値向上に向けて 〜」に関するご質問は、経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室(03-3501-3752)にお問い合わせください。

参考情報

先使用権制度と営業秘密管理に関連する公表物

特許庁

先使用権制度の円滑な活用に向けて -戦略的なノウハウ管理のために-(第2版) (平成28年5月改訂) 先使用権制度の明確化と先使用権の立証手段の具体化を図り、先使用権制度が円滑に活用されることを目的に、有識者による委員会での議論の結果を踏まえて、特許庁が作成し公表しています。

http://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/seido/senshiyou/

経済産業省	営業秘密管理指針 (平成27年1月28日改訂)	不正競争防止法上の「営業秘密」として法的保護を受ける ために必要となる最低限の水準の対策の考え方(特に、秘 密管理性の要件を満たすための情報管理の考え方)が示さ れています。
	秘密情報の保護ハンドブック 〜企業価値向上に向けて〜 (平成28年2月)	不正競争防止法上の「営業秘密」を中心とした秘密情報に ついて、その漏えい防止対策や、万が一漏えいが起こって しまった場合の対応策等を検討・実施する際に参考となる よう、法的保護を受けるために必要となる水準以上の包括 的な対策例を紹介しています。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html

関連条文

(1) 特許法

第七十九条 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

(2) 実用新案法

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第七十九条の二(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権に準用する。

(3) 意匠法

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際(第九条の二の規定により、又は第十七条の三第一項(第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際)現に日本国内にお

いてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その 実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実 施権を有する。

(4) 不正競争防止法

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

-~三(略)

- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示 行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示す る行為
- 十 第四号から前号までに掲げる行為(技術上の秘密(営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為(当該物を譲り受けた者(その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。)

十一~十六(略)

2~5 (略)

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7~10 (略)

「中小企業等における先使用権制度の円滑な活用に関する調査研究」 委員会名簿

○委員長

鈴木 將文 名古屋大学大学院法学研究科 教授

○委員

飯田 圭 中村合同特許法律事務所 弁護士/弁理士(日本弁理士会推薦)

石原 直樹 新橋公証役場 公証人(日本公証人連合会推薦)

市川 桂介 一般財団法人日本データ通信協会タイムビジネス協議会普及促進WG主査

(一般財団法人日本データ通信協会タイムビジネス協議会推薦) (アマノビジネスソリューションズ株式会社 経営企画部 部長)

河野 通洋 一般社団法人日本知的財産協会 2014年度常務理事

(一般社団法人日本知的財産協会推薦) (DIC株式会社 知的財産センター長)

重富 貴光 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士

田村 善之 北海道大学大学院法学研究科 教授

中澤 俊彦 一般社団法人日本知的財産協会 常務理事

(一般社団法人日本知的財産協会推薦)

(キヤノン株式会社 知的財産法務本部 顧問)

波多江 重人 東京都知的財産総合センター 所長

林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士

平澤 哲哉 日本商工会議所 産業政策第一部 副部長

(敬称略、五十音順)

※本委員会は、平成27年度に一般財団法人 知的財産研究所に設置したものです。

